

職場のハラスメント防止に向けた取り組み

ハラスメントの定義には

- ①妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
- ②セクシュアルハラスメント
- ③パワーハラスメント

があります。人権にかかわるものであり、相手の名誉や尊厳を傷つけるばかりか、職場の環境も悪化させる問題です。そういったハラスメントを発生させないために、全職員がハラスメント防止規程の内容を理解し、快適な職場環境づくりを目指しましょう。

当法人は、ハラスメントを決して許しません。

見過ごすこともいたしません。

ハラスメントの行為があれば、すぐに上司に相談をしてください。

上司に相談しにくい場合は、直接、総務に
(法人の相談窓口) 相談してください。

**「ハラスメントを
しない・させない・許さない
そして見過ごさない」**

為に、取り組みを徹底します。

働きやすく、より良い職場環境づくりを目指していきます。

相談窓口

責任者：苑長 岩田佳奈子

担当者：部長 橋本 寛子

(安全衛生管理者)